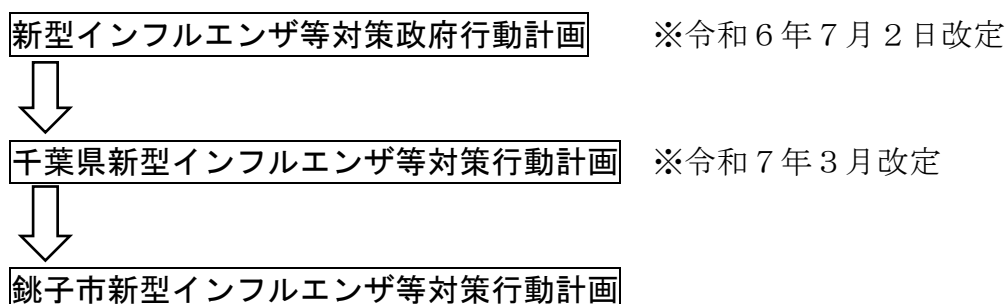


銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を通じて明らかとなった課題や近年の関係法令の改正を踏まえ、国および千葉県において「新型インフルエンザ等対策行動計画」が全面的に改定されました。

本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府行動計画および県行動計画との整合を図るため、「銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。



1 銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

① 平時の準備の充実

感染症有事に迅速な初動対応ができるよう、平時から三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や市内医療機関、近隣市町との連携体制を構築します。

多様なシナリオを想定した実践的な訓練（対策本部運営訓練等）の実施等を通じて、備えを不断に点検・改善します。

② 対策項目の拡充と横断的視点の設定

計画の全体を「準備期」「初動期」「対応期」に分けて構成し、時期に応じた具体的な対応を記載しています。

複数の対策項目に共通して考慮すべき「横断的視点」として、「人材育成」「県との連携」「DXの推進」を設定し、対策の実効性を向上させます。

③ 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

病原体の性状（病原性、感染性等）が不明な発生初期には感染拡大防止を徹底し、知見が集積された後は、科学的根拠に基づき柔軟に対策を切り替えます。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮し、医療提供体制の負荷や市民生活への影響を勘案した対策を講じます。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタル技術を活用した迅速な情報収集やリアルタイムな情報共有を進め、業務負

担の軽減と対応能力の向上を図ります。

国や県が進める医療 DX に協力し、有事にも機能するシステム基盤を整備します。

⑤ 実効性確保のための取組

データや統計を活用する EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方を導入し、客観的な根拠に基づく政策を実施します。

PDCA サイクルによる継続的な改善や、定期的なフォローアップを実施します

2 各論の概要

本市の行動計画では、以下の 8 つの対策項目に沿って具体的な取組を定めています。

- ① **実施体制**： 全庁一体となった対策本部を設置し、県（海匠保健所）や、関係団体、近隣市町と連携します。
- ② **情報収集・分析**： 県のリスク評価を参考に、市民生活や経済に関する情報を体系的に収集し、意思決定に活用します。
- ③ **情報提供・共有、リスクコミュニケーション**： 正確な情報を迅速に提供し、SNS やコールセンター等を通じた双方向の対話により、市民が適切に判断・行動できるよう支援します。
- ④ **まん延防止**： 国・県の方針に基づき、外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のピークを抑制します。
- ⑤ **ワクチン**： 医師会等と連携し、迅速かつ円滑な住民接種体制（会場確保、人員配置等）を検討します。
- ⑥ **保健**： 海匠保健所が行う健康観察や生活支援に協力し、地域における感染状況に応じた対策を実施します。
- ⑦ **物資**： 感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保に努めます。
- ⑧ **生活及び経済の安定の確保**： 生活必需品の安定供給や事業者への支援、生活支援を要する者への支援、教育の継続支援など、市民生活への影響を緩和します。